

役員及び評議員の報酬等に関する規程

(平成29年6月22日制定)

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人千葉福祉会（以下「本会」という。）の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事長・理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 報酬等とは、報酬、その他職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。また、費用とは明確に区分されるものとする。
- (3) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）及び手数料等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 役員等に対しては、職務執行の対価として、次のとおり報酬等を支給するものとする。ただし、本会の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員等に対しては、報酬は支給しない。

- (1) 理事長・理事及び監事 報酬
- (2) 評議員 報酬

(報酬等の額)

第4条 理事長・理事及び監事に対する報酬の額は、別表1に定める額とする。

2 評議員に対する報酬の額は、別表2に定める額とする。

(報酬等の支給方法)

第5条 役員等に対する報酬は、理事会又は評議員会への出席など法人・施設運営のための業務にあたった際に支給する。

- 2 報酬等は、現金により本人に支給する。
- 3 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(費用)

第6条 役員等が会議への出席及び法人・施設業務のための出勤する場合は、別表3の通り費用を弁償する。

- 2 役員等が出張する場合は、別に定める「社会福祉法人千葉福祉会 職員等の旅費に関する規則」を準用し旅費を支給する。
- 3 役員等が職務の遂行にあたって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

(報酬等の日割り計算)

第7条 新たに役員等に就任した者には、その日から報酬を支給する。

- 2 理事及び監事が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。
- 3 理事及び監事が中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数を基礎として日割りによって計算する。

(公表)

第8条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て、別に定める。

附 則

1. この規程は、平成29年 6月22日から施行する。
2. この規程の制定に伴い「社会福祉法人千葉福祉会役員の報酬及び役員等の費用弁償の支給に関する規則（平成20年8月1日制定）」は廃止とする。

別表第1（理事及び監事に対する報酬）

(1) 理事長

一ヶ月につき（月額報酬）	100,000円
--------------	----------

(2) 理事

一ヶ月につき（月額報酬）	15,000円
--------------	---------

(3) 監事

一ヶ月につき（月額報酬）	15,000円
監事監査業務 一日につき	10,000円

別表第2（評議員に対する報酬）

(1) 評議員

会議出席等 一日につき	7,000円
-------------	--------

別表第3（費用弁償の額）

(1) 役員等

栗原市内から会議への出席等 一日につき	3,000円
上記以外から会議への出席等 一日につき	3,500円